

# 横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「要綱」という。）第8条第1項の規定を準用し、横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務（以下、「本委託」という。）の実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続き等について定める。

また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるものを準用するほか、この実施要領に定める。

## (提案資格)

第2条 本プロポーザルへの提案資格は、次のとおりとする

- (1) 横浜市立中学校給食衛生管理補助等の業務を実施するにあたり、学校、教育委員会、関係事業者と連携して実施すること。
- (2) 令和2年3月に策定した本市の「令和3年度以降の中学校昼食の方向性」及び学校給食法等関係法令の趣旨・意義を理解し、横浜市立中学校給食衛生管理補助等の業務（特に調理・配送等事業者の製造工場及び市内の中学校を定期的に巡回し、突発的な事案にも迅速に対応できる体制を構築すること）を令和3年4月から実施できること。
- (3) 食品衛生管理者資格、栄養士資格を有する者を直接雇用していること。
- (4) 「令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」に登載するための申請を既に終えていること（営業種目は問わない）、又は、上記の一般競争入札有資格者名簿に登載するための申請は行っていないが、申請を行う意思があり、令和3年4月1日以降に速やかに登載するための申請を行うこと。（※令和2年11月1日から令和3年3月31日までの期間は一般競争入札有資格者名簿への申請を受け付けていないための措置）
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（令和2年4月13日）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有するものであること。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成24年9月25日横浜市条例第55号）第2条第2項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、条例第2条第4項に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5項に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものと認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成30年7月1日）第23条第1項又は第2項に違反していないこと。

(審議事項)

第3条 本プロポーザルの実施及び受託候補者の特定等に関する審査は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

ア プロポーザルの参加資格の決定

イ プロポーザルの評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の決定

ウ プロポーザル実施要領等の作成

エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

ア プロポーザルの評価結果の審査

イ 受託候補者の特定

ウ 特定・非特定者へのプロポーザルの評価結果の通知

(参加表明手続)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書等の提出を希望する者は、参加意向申出書及び別に定める必要書類を提出しなければならない。

(提案資格の確認等)

第5条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(実施の公表)

第6条 実施の公表に当たっては、実施要領、提案書等作成要領、提案書評価基準、業務説明資料（別添3）には、原則として次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・目的等

(2) プロポーザルの手続き

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(提案書等の内容)

第7条 提案書等は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

(1) 事業内容に対する理解・事業に対する意欲

(2) 業務実績

(3) 実施体制

(4) 当該業務に関する具体的な提案

(5) その他必要と認める事項

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業内容に対する理解・事業に対する意欲
  - (2) 業務実績
  - (3) 巡回指導
  - (4) 衛生管理技術指導
  - (5) 献立作成補助
  - (6) 衛生管理に係る各種検査
  - (7) 危機管理体制
  - (8) 利用者からの問い合わせ対応ほか
  - (9) 本業務に関する具体的な提案
  - (10) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
  - (11) 障がい者雇用に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、必要に応じて、提案者へのヒアリングを行うものとする。
  - 3 評価事項については、必要により学識経験者等から意見を聴取することができるものとする。
  - 4 提案書等の内容を基に、当該事業に最も適した者を特定する。
  - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第9条 前条に定めるプロポーザルの評価にあたっては、プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を別に設置し、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書等の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。  
委員長 教育委員会事務局 総務部長  
副委員長 教育委員会事務局 学校教育企画部長  
委員 教育委員会事務局 東部学校教育事務所長  
健康福祉局 食品衛生課長  
横浜市立中学校長会が推薦する者  
横浜市立小学校長会が推薦する者（学校給食に知見を有する者）
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の6分の5の出席をもって成立する。ただし、書類審査の場合は、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
  - 5 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第10条 局業者選定委員会は、評価委員会からの評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認結果の通知)

第11条 第5条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第12条 第8条第5項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書等提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(契約)

第13条 第8条第4項により特定されたものと随意契約交渉を行うものとする。なお、契約は令和3年4月1日に締結する。

附則

この要領は、令和2年12月8日から施行する。